

〔平成 22 年税制改正大綱〕

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期																							
所得税・個人住民税	I. 個人所得課税 〔諸控除の見直し〕	<p>1. 扶養控除の見直し</p> <p>(1) 国税</p> <p>① 年少扶養控除の廃止 扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者(「年少扶養親族」という)についての、扶養控除(38 万円)を廃止する。</p> <p>② 特定扶養親族の上乗せ控除の廃止 特定扶養親族(扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の者)のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者については、扶養控除額の上乗せ控除額(25 万円)を適用しない。</p> <p>③ 扶養控除等申告書及び源泉徴収票の様式等の見直し 扶養控除の見直しに伴い給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 地方税</p> <p>① 年少扶養控除の廃止 扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者(年少扶養親族)については、扶養控除(33 万円)を廃止する。</p> <p>② 特定扶養親族の上乗せ控除の廃止 特定扶養親族(扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の者)のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者については、扶養控除額の上乗せ控除額(12 万円)を適用しない。</p> <p>(注 1) 特定扶養親族のうち 19 歳以上 23 歳未満については従前のおり上乗せ控除の適用はあります。</p> <p>(注 2) 成年扶養親族(23 歳～69 歳の扶養親族)についての見直しはありません。</p> <p>◆ 扶養控除の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年齢)</th> <th>(現 行)</th> <th>(改正案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～15歳</td> <td>38万円(33万円)</td> <td>ゼロ</td> </tr> <tr> <td>16歳～18歳</td> <td rowspan="2">63万円(45万円)</td> <td>38万円(33万円)</td> </tr> <tr> <td>19歳～22歳</td> <td>63万円(45万円)</td> </tr> <tr> <td>23歳～69歳</td> <td>38万円(33万円)</td> <td>38万円(33万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 同居特別障害者加算の特例の改組</p> <p>(1) 国税</p> <p>① 特別障害者控除額への加算措置 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に 35 万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に35万円を加算する措置に改組する。</p> <p>② 扶養控除等申告書の記載事項及び源泉徴収税額の整 ①の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項及びその申告書の提出された給与所得に係る源泉徴収税額の計算の特例の整備を行うなど所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 地方税 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に 23 万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に 23 万円を加算する措置に改組する。</p> <p>◆ 同居特別障害者加算の特例の改組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(区 分)</th> <th>(現 行)</th> <th>(改正案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除又は扶養控除 における特別加算措置</td> <td>35万円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>障害者控除(特別障害者)</td> <td>控除額40万円</td> <td>控除額75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 諸控除の見直しに伴う所要の措置(地方税)</p> <p>(1) 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除の見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講ずる。</p>	(年齢)	(現 行)	(改正案)	0歳～15歳	38万円(33万円)	ゼロ	16歳～18歳	63万円(45万円)	38万円(33万円)	19歳～22歳	63万円(45万円)	23歳～69歳	38万円(33万円)	38万円(33万円)	(区 分)	(現 行)	(改正案)	配偶者控除又は扶養控除 における特別加算措置	35万円	廃止	障害者控除(特別障害者)	控除額40万円	控除額 75万円	<p>平成 23 年分以後の 所得税につき適用 する</p> <p>平成 24 年度分以後 の個人住民税につ き適用する</p> <p>平成 23 年分以後の 所得税につき適用 する</p> <p>平成 24 年度分以後 の個人住民税につ き適用する</p>
(年齢)	(現 行)	(改正案)																								
0歳～15歳	38万円(33万円)	ゼロ																								
16歳～18歳	63万円(45万円)	38万円(33万円)																								
19歳～22歳		63万円(45万円)																								
23歳～69歳	38万円(33万円)	38万円(33万円)																								
(区 分)	(現 行)	(改正案)																								
配偶者控除又は扶養控除 における特別加算措置	35万円	廃止																								
障害者控除(特別障害者)	控除額40万円	控除額 75万円																								

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔諸控除見直し(続)〕	<p>(2) 標準的な生活保護基準額を基礎としている個人住民税の非課税限度額制度については、現行の仕組みを維持する。</p> <p>なお、非課税限度額の水準については、子ども手当が導入された際の生活保護制度における取扱いを踏まえ、今後検討する。</p> <p>(3) 現行の調整控除について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>(4) 扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じる。</p>	前頁(1)並びに(3)及び(4)の改正は、平成24年度分以後の個人住民税につき適用する
	〔金融証券税制〕	<p>1. 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設</p> <p>金融所得課税の一体化の取組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する。</p> <p>(1) 非課税措置の概要</p> <p>① 配当所得</p> <p>居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等(以下「非課税口座内上場株式等」という。)に係る配当等で、その非課税口座の開設日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの(その金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。)については、所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>② 譲渡所得等</p> <p>居住者等が、非課税口座の開設日の属する年の1月1日から10年以内に、その非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>(2) 非課税口座</p> <p>① 定義</p> <p>非課税口座とは、居住者等(その年1月1日において満20歳以上である者に限る。)が、上記(1)の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座(1人につき1年1口座に限る。)をいう。</p> <p>② 受入可能株式等</p> <p>非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間にその非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等(その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限る。)及びその上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等を受け入れることができる。</p> <p>③ 非課税対象株式等</p> <p>非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とする。</p> <p>(3) 非課税口座開設確認書の申請手続</p> <p>① 上記(2)の非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、住所等を記載した交付申請書に、その者の平成23年1月1日における住所地を証する住民票の写し等を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日からその開設年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に対して提出しなければならない。その申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請書に記載された事項をe-Tax等を利用する方法により、すみやかにその金融商品取引業者等の営業所の所在地の管轄税務署長に送付しなければならないこととする。</p> <p>② その申請書の記載事項の送付を受けた税務署長は、その申請書の提出をした者につき、その送付を受けた時以前に申請書の提出がないことを確認しなければならないものとし、その申請書の提出がないことを確認した税務署長は、申請者の氏名、生年月日、基準日の住所等を記載した非課税口座開設確認書とその金融商品取引業者等の営業所を通じてその申請書を提出した者に交付しなければならないこととする。</p> <p>(4) 非課税口座年間取引報告書(仮称)の税務署長への提出</p> <p>金融商品取引業者等は、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、これを翌年1月31日までに、非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。</p> <p>(5) その他所要の措置を講ずる。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期																				
所得税・個人住民税	[金融証券税制(続)]	<p>2. 生命保険料控除の改組 生命保険料控除を改組し、次の(1)～(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額を 12万円(個人住民税7万円)とする。</p> <p>(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除</p> <p>① 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」という。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額4万円(個人住民税2.8万円)の所得控除(介護医療保険料控除)を設ける。</p> <p>② 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円(個人住民税2.8万円)とする。</p> <p>③ 上記①及び②の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 所得税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000万円以下</td> <td>(A)の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>(A)×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以下</td> <td>(A)×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律 40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 個人住民税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000万円以下</td> <td>(A)の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>(A)×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>(A)×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用する。</p> <p>⑤ 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険内容等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用する。</p> <p>⑥ 剰余金の分配や割戻金の割戻し(以下「剰余金の分配等」という。)については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととする。</p> <p>(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除 平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額、所得税5万円、個人住民税3.5万円)を適用する。</p> <p>(3) 新契約と旧契約の双方につき保険料控除の適用をする場合の控除額計算 新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)②及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限:所得税4万円、個人住民税2.8万円)とする。</p> <p>① 新契約の支払保険料等につき、上記(1)③の計算式により計算した金額 ② 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額</p> <p>3. 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例につき、平成22年12月31日までに適用する措置を講じた上、廃止する。 なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務者等の特例につき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とする。</p> <p>(2) みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととする。</p> <p>4. 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例 平成22年12月31日の適用期限到来をもって廃止する。</p> <p>5. 特定中小企業者が発行した株式に係る課税の特例(エンジェル税制) 対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業を除外する。</p>	年間の支払保険料等(A)	控除額	20,000万円以下	(A)の全額	20,000円超 40,000円以下	(A)×1/2+10,000円	40,000円超 80,000円以下	(A)×1/4+20,000円	80,000円超	一律 40,000円	年間の支払保険料等(A)	控除額	12,000万円以下	(A)の全額	12,000円超 32,000円以下	(A)×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	(A)×1/4+14,000円	56,000円超	一律 28,000円	平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税につき適用する
年間の支払保険料等(A)	控除額																						
20,000万円以下	(A)の全額																						
20,000円超 40,000円以下	(A)×1/2+10,000円																						
40,000円超 80,000円以下	(A)×1/4+20,000円																						
80,000円超	一律 40,000円																						
年間の支払保険料等(A)	控除額																						
12,000万円以下	(A)の全額																						
12,000円超 32,000円以下	(A)×1/2+6,000円																						
32,000円超 56,000円以下	(A)×1/4+14,000円																						
56,000円超	一律 28,000円																						

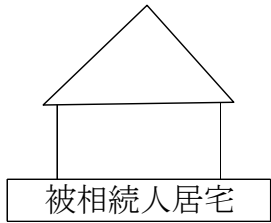
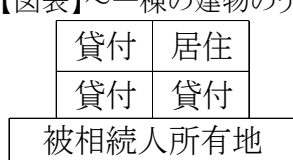
税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	Ⅲ. 国際課税	<p>1. 非居住者等を受ける振替社債等の利子等の非課税制の創設 海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等を受ける振替社債等の利子等の非課税制度を創設する。</p> <p>(1) 非居住者が平成 25 年 3 月 31 日までに発行される振替社債等(利子が支払われるものに限り、その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除く。)につき支払を受ける利子及び償還差益(償還価額と取得価額との差額)について、所得税を非課税とする。</p> <p>(2) 上記(1)の措置は、振替社債等の発行者と特殊の関係のある者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しないこととする。 (注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある者等をいう。</p> <p>(3) 非課税措置の適用手続、振替社債等の発行者が提出すべき書類等について、所要の措置を講ずる。</p>	原則として、平成 22 年 6 月 1 日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子につき適用する
	Ⅳ. 市民公益税制(寄附税制)	<p>1. 所得税の寄附金控除の適用下限の引き下げ 寄附金控除の適用下限(足切額)を2千円(現行5千円)に引き下げる。</p>	平成 22 年分以後の所得税につき適用する
	Ⅴ. その他	<p>1. 所得税及び個人住民税共通</p> <p>(1) 小規模企業共済制度 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>① 小規模企業共済等掛金控除 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象とする。</p> <p>② 共同経営者が支給を受ける共済金等の取扱い イ. 分割(年金)払いの共済金等・・・公的年金等控除を適用する。 ロ. 一括払いの共済金等・・・退職手当金等とみなす。</p> <p>(2) 中小企業退職金共済制度 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>① その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上必要経費に算入する。(法人税についても同様とする。)</p> <p>② その事業主掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しないこととする。</p> <p>③ その従業員が支給を受ける分割(年金)払いの退職金については公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当金等とみなす。</p> <p>(3) 確定拠出年金制度 所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>① 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出(いわゆるマッチング拠出)の掛金について、その全額を所得控除の対象とする。</p> <p>② 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引き上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用する。</p> <p>(4) 子ども手当に対する取扱い 子ども手当(仮称)について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。</p> <p>① 所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>② 国税及び地方税の滞納処分による差押さえを禁ずる。</p> <p>(5) 高校の実質無償化に対する取扱い 高校の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。</p> <p>① 所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>② 国税及び地方税の滞納処分による差押さえを禁ずる。</p> <p>(6) 児童扶養手当の取扱い 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一時支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。</p> <p>① 所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>② 国税及び地方税の滞納処分による差押さえを禁ずる。</p> <p>(7) 求職者支援給付の取扱い 求職者支援給付(仮称)について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。</p> <p>① 所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>② 国税及び地方税の滞納処分による差押さえを禁ずる。</p> <p>(8) 新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付 新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。</p> <p>① 所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>② 国税及び地方税の滞納処分による差押さえを禁ずる。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	V. その他(続)	<p>(9) 障害者控除の対象範囲 新たに障害者手帳の交付対象とされる肝機能障害を有する者について、所要の政令改正を前提に、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者に対する税制上の措置を適用する。</p> <p>2. 個人住民税</p> <p>(1) 市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正により、合併市町村に係る地方税に関する特例措置を延長する。</p> <p>(2) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。</p> <p>3. 国民健康保険税</p> <p>(1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 50 万円(現行 47 万円)、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 13 万円(現行 12 万円)に引き上げる。</p>	
法人税	I. 資本関係取引等に係る税制	<p>◆ 企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性を確保する観点から、次の見直しを行う。</p> <p>1. グループ内取引等に係る税制</p> <p>(1) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等</p> <p>① 連結法人間取引の損益の調整制度を改組し、100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転(非適格合併による移転を含みます。)を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転の時に、その移転を行った法人において計上する制度とする。 なお、これに伴い、適格事後設立制度を廃止する。 (注) 100%グループ内の法人とは、完全支配関係(原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係)のある法人をいう。</p> <p>② 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外する。 (注) 合併等の対価として一定の外国親法人株式が交付されるものを除く。</p> <p>(2) 100%グループ内の法人間の寄附 100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人では全額益金不算入とする。</p> <p>(3) 100%グループ内の法人間の資本関連取引</p> <p>① 100%グループ内の内国法人間の現物配当(みなし配当を含む。)について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講ずる。この場合、源泉徴収等を行わないこととする。</p> <p>② 100%グループ内の内国法人からの受取配当金について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととする。</p> <p>③ 100%グループ内の内国法人の株式を発行人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととする。</p> <p>④ いわゆる無対価組織再編成につき、その処理の方法等を明確化する。</p> <p>(4) 中小企業向け特例措置の適用制限 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととする。</p> <p>① 中小法人の軽減税率 ② 特定同族会社の特別税率の不適用 ③ 貸倒引当金の法定繰入率 ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度 ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度</p> <p>(5) 連結納税制度</p> <p>① 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加する。</p> <p>② 連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日(現行6月前の日)とする。</p> <p>③ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 資本に係る取引等に係る税制</p> <p>(1) みなし配当の際の譲渡損益</p> <p>① 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度(外国子会社配当益金不算入制度を含む。)を適用しないこととする。</p> <p>② 抱合株式については、譲渡損益を計上しないこととする。</p>	<p>(3)②、(4)及び(5)①を除いたものは平成22年10月1日から適用する</p> <p>次頁(3)②を除き、平成22年10月1日から適用する</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	I. 資本関係取引等に 係る税制	(2) 清算所得課税 ① 清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行する。 ② 上記①に伴い、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講ずる。 ③ 連結子法人の解散を原則として連結納税承認の取消事由から除外する。 (3) その他 ① 適格合併等の場合における欠損金の制限措置等について、実態に応じて適用要件を見直す。 ② 受取配当等の益金不算入制度における負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を見直す。 ③ その他所要の措置を講ずる。	
	II. 租税特別措置法等の 廃止・縮減等又は延長・拡充等	1. 廃止・縮減等 (1) 情報基盤強化税制 適用期限(平成 22 年 3 月 31 日)の到来をもって廃止する。 (2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 対象設備の縮小など一定の見直しを行う。 (3) 優良賃貸住宅の割増償却 優良賃貸住宅の割増償却における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置について、適用期限の到来をもって廃止する。 (4) 海外投資等損失準備金制度 積立率その他一定の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。 (5) 地域再生法に規定する特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例を廃止する。 2. 延長・拡充等 (1) 中小企業投資促進税制につき、適用期限を2年延長する。 (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 適用期限を2年延長する。 (3) 中小企業等基盤強化税制 資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加する。 (4) 試験研究費の税額控除制度 試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限を2年延長する。 (5) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度及び支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者雇用割合の算定に係る計算式の見直し等を行う。 (6) 障害者対応設備等の特別償却制度・・・適用期限を1年延長する。 (7) 交際費等の損金不算入制度につき、適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。 (8) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例・・・適用期限を2年延長する。 (9) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用期限を2年延長する。	左記(1)～(3)に掲げるものは、所得税についても同様の取扱いとなる 左記(1)～(6)に掲げるものは、所得税についても同様の取扱いとなる
	III. 国際課税	1. 外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)等の見直し 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)等について、次の見直しを行う。 (1) 納税義務者要件の見直し 本税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を10%以上(現行5%以上)に引き上げる。 (2) トリガー税率の引き下げ 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)を20%以下(現行25%以下)に引き下げる。 ※ トリガー税率計算につき一定の見直しを行う。 (3) 適用除外基準の見直し 特定外国子会社等の適用除外基準について所要の措置を講ずる。 (4) 特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度の導入 特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、次に掲げる所得(以下「資産性所得」という。)を有する場合には、その資産性所得について、内国法人等のその特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税する。 ただし、特定外国子会社等の資産性所得の合計額がその特定外国子会社等の税引き前所得の5%相当額以下である場合又は特定外国子会社等の資産性所得に係る収入金額の合計額が1,000万円以下である場合には、本措置は適用しないこととする。	特定外国子会社等の平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。 ただし、次頁(5)①は、内国法人の同日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等につき適用する

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	Ⅲ. 国際課税(続)	<p>① 株式保有割合 10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡(取引所又は店頭における株式等の譲渡に限る。)による所得</p> <p>② 債券の利子に係る所得又はその譲渡(取引所又は店頭における債券の譲渡に限る。)による所得</p> <p>③ 工業所有権及び著作権(出版権及び著作権隣接権を含む。)の提供による所得(特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除く。)</p> <p>③ 船舶又は航空機の貸付けによる所得</p> <p>(5) その他</p> <p>① 内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及びその事業年度開始の前2年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととする。</p> <p>イ. その外国法人が他の外国法人(合算対象とされた金額を有さない者を除く。)から受けた配当等の額のうち、その内国法人等がその外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額相当額の合計額</p> <p>ロ. その他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、その内国法人等がその外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額</p> <p>② 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、上記(2)～(4)及び(5)①と同趣旨の改正を行う。</p> <p>2. 移転価格税制の見直し</p> <p>国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、国外関連者との取引に係る課税の特例(いわゆる移転価格税制)について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 独立企業間価格の算定及び検証の見直し</p> <p>移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等を運用において明確にする。</p> <p>(2) 推定課税規定における提出・提示書類の範囲の明確化</p> <p>移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲を次の区分に基づき明確にする。</p> <p>① 国外関連取引の内容を記載した書類</p> <p>② 国外関連者について法人が算定した独立企業間価格に係る書類</p> <p>3. 外国税務当局との情報交換</p> <p>外国税務当局との情報交換に関し、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、情報提供と守秘義務の関係を整理することによって一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、租税条約等に定めるところにより、その租税条約等の相手国の税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設する。</p> <p>4. 振替国債等の利子の課税の特例等</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する外国投資信託は、適格外国投資信託に該当するものとする。</p> <p>① その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、その受益権の国内における募集が公募のみにより行われ、かつ、その受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されるものであること</p> <p>② その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投資信託の信託財産としてのみ取得される外国投資信託</p> <p>(2) 外国法人が支払いを受ける振替国債等(利子が支払われるものに限る。)の償還価額と取得価額との差額について法人税を非課税とし、また、外国法人が支払いを受ける特定短期国債の償還価額と取得価額との差額についても法人税を非課税とする。</p> <p>(3) 振替国債等の利子の課税の特例等に係る適用手続につき所要の措置を講ずる。</p> <p>5. 振替社債等の利子等の非課税制の創設</p> <p>海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、外国法人が受ける振替社債等の利子等の非課税制度を創設する。(再掲)</p> <p>(1) 外国法人が平成 25 年 3 月 31 日までに発行される振替社債等(利子が支払われるもの)に限り、その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除く。)につき支払を受ける利子及び償還差益(償還価額と取得価額との差額)並びに同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、法人税を非課税とする。</p> <p>(2) 上記(1)の措置は、振替社債等又は特定短期社債の発行者と特殊の関係のある者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しない。</p> <p>(注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいう。</p>	<p>原則として平成 22 年6月1日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債の償還価額と取得価額との差額につき適用する</p> <p>原則として、平成 22 年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子につき適用する</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期																																				
法 人 税	Ⅲ. 国際課税(続)	(3) 非課税措置の適用手続、振替社債等の発行者が提出すべき書類等について、所要の措置を講ずる。																																					
	Ⅳ. 市民公益税制(寄附税制)	1. 認定NPO法人に係る措置 国税庁が行う特定非営利活動法人(NPO法人)の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととする。併せて、認定手続の簡素化等を図るため所要の見直しを行う。																																					
	Ⅴ. その他	1. 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度については、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から廃止する。 なお、特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講ずる。																																					
相 続 税 ・ 贈 与 税	I. 住宅関係	<p>1. 住宅取得等資金の贈与税の非課税措置 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 非課税限度額の引き上げ 現行500万円の非課税限度額を次のように引き上げる。</p> <p>① 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者…1,500万円 ② 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者…1,000万円</p> <p>(2) 本措置の適用対象となる者は、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者に限る。</p> <p>(3) 適用期限は平成23年12月31日(現行平成22年12月31日)までとする。</p> <p>2. 相続時精算課税制度 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ(現行1,000万円)の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>※住宅取得等資金贈与の非課税枠を表にすると次のようになります。</p> <p>【相続時精算課税制度の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>贈与年</th> <th>非課税枠</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年 ～平成20年</td> <td>3,500万円</td> <td>500万円の上乗せ措置なし</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>4,000万円</td> <td>現行制度(3,500万円+500万円)</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>4,000万円</td> <td>改 正 案(2,500万円+1,500万円)</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>3,500万円</td> <td>改 正 案(2,500万円+1,000万円)</td> </tr> <tr> <td>平成24年以降</td> <td>2,500万円</td> <td>改正がないものとした場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 改正後は、受贈者所得要件(2,000万円以下)が加わる。</p> <p>【暦年課税制度の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>贈与年</th> <th>非課税枠</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年 ～平成20年</td> <td>110万円</td> <td>500万円の上乗せ措置なし</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>610万円</td> <td>現行制度(110万円+500万円)</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>1,610万円</td> <td>改 正 後(110万円+1,500万円)</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>1,110万円</td> <td>改 正 後(110万円+1,000万円)</td> </tr> <tr> <td>平成24年以降</td> <td>110万円</td> <td>改正がないものとした場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 補足 本特例は、前麻生政権による緊急経済対策の一環として設けられたもので、平成21年1月1日から本年(平成22年)12月31日までの贈与が対象でした。 この非課税枠は500万円で、既存の贈与税非課税枠110万円(暦年課税制度の場合)又は相続時精算課税制度の住宅取得枠3,500万円と併用し、それぞれ500万円を上乗せできる制度となっていました。 今回の税制改正大綱では、この非課税枠を本年中の贈与は1,500万円、来年中(平成23年)中の贈与は1,000万円に拡大しようとするものになっていて、その適用期限は1年延長され、2011年12月31日までです。 一見すると非課税枠の大幅拡大のようですが、相続時精算課税制度の住宅特例枠(2,500万円に1,000万円を上乗せする)の廃止が明記されました。 つまり、住宅取得等資金の贈与について相続時精算課税制度を使う場合の非課税枠は、昨年は4,000万円(3,500万円+500万円)で、本年が4,000万円(2,500万円+1,500万円)、来年は3,500万円(2,500万円+1,000万円)ということになり、実質的には昨年と今年とで違いはなく、来年以降の縮小が明らかとなっただけに過ぎないとも言えます。 なお、平成22年中の贈与については、改正前の制度と改正後の制度を選択適用できることになるようです。</p>	贈与年	非課税枠	備 考	平成15年 ～平成20年	3,500万円	500万円の上乗せ措置なし	平成21年	4,000万円	現行制度(3,500万円+500万円)	平成22年	4,000万円	改 正 案(2,500万円+1,500万円)	平成23年	3,500万円	改 正 案(2,500万円+1,000万円)	平成24年以降	2,500万円	改正がないものとした場合	贈与年	非課税枠	備 考	平成15年 ～平成20年	110万円	500万円の上乗せ措置なし	平成21年	610万円	現行制度(110万円+500万円)	平成22年	1,610万円	改 正 後(110万円+1,500万円)	平成23年	1,110万円	改 正 後(110万円+1,000万円)	平成24年以降	110万円	改正がないものとした場合	平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税につき適用する。ただし、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、改正前の制度と選択して適用できることとする。
贈与年	非課税枠	備 考																																					
平成15年 ～平成20年	3,500万円	500万円の上乗せ措置なし																																					
平成21年	4,000万円	現行制度(3,500万円+500万円)																																					
平成22年	4,000万円	改 正 案(2,500万円+1,500万円)																																					
平成23年	3,500万円	改 正 案(2,500万円+1,000万円)																																					
平成24年以降	2,500万円	改正がないものとした場合																																					
贈与年	非課税枠	備 考																																					
平成15年 ～平成20年	110万円	500万円の上乗せ措置なし																																					
平成21年	610万円	現行制度(110万円+500万円)																																					
平成22年	1,610万円	改 正 後(110万円+1,500万円)																																					
平成23年	1,110万円	改 正 後(110万円+1,000万円)																																					
平成24年以降	110万円	改正がないものとした場合																																					

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期																																																						
相 続 税 ・ 贈 与 税	Ⅱ. 租税特別措置法等の廃止・縮減等 又は延長・拡充等	<p>1. 廃止・縮減等</p> <p>(1) 小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例の見直し 相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえ、次の見直しを行う。</p> <p>① 相続人等が相続税の申告期限までに事業又は居住を継続しない宅地等を減額(現行 200 m²まで 50%減額)の適用対象から除外します。</p> <p>【図表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">宅地等の区分</th> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 正 案</th> </tr> <tr> <th>上限面積</th> <th>軽減割合</th> <th>上限面積</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業用</td> <td>事業継続</td> <td>400m²</td> <td>▲80%</td> <td>400m²</td> <td>▲80%</td> </tr> <tr> <td>非継続</td> <td>200m²</td> <td>▲50%</td> <td>→ 軽減措置の廃止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産貸付</td> <td>200m²</td> <td>▲50%</td> <td>200m²</td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居住用</td> <td>居住継続</td> <td>240m²</td> <td>▲80%</td> <td>240m²</td> <td>▲80%</td> </tr> <tr> <td>非継続</td> <td>200m²</td> <td>▲50%</td> <td>→ 軽減措置の廃止</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得者ごとに適用要件を判定する。</p> <p>【図表】～80%要件を満たす者と満たさない者が宅地を共同相続する場合</p>  <p>※ 配偶者と居住しない子供が共同相続する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(相続人区分)</th> <th>(現 行)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>▲80%</td> <td>▲80%</td> </tr> <tr> <td>同居しない子供</td> <td>▲80%</td> <td>→ 適用なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆ 現行では、共有であれば居住しない子も80%の減額あり。 ★ 改正案は、取得者ごとに適用要件を判定する。</p> <p>③ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。</p> <p>【図表】～一棟の建物のうちに、居住用と貸付用とがある場合</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>(用途区分)</th> <th>(現 行)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居 住 用</td> <td>▲80%</td> <td>▲80%</td> </tr> <tr> <td>貸 付 用</td> <td>▲80%</td> <td>→ ▲50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆ 現行では、居住があれば全体が80%の減額あり。 ★ 改正案は、用途ごとに適用要件を判定する。</p> <p>④ 特定居住用宅地等は、主として居住のように供されていた一の宅地等に限られることを明確化する。</p> <p>2. 延長・拡充等</p> <p>(1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けたその会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、その法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行う。</p>	宅地等の区分	現 行		改 正 案		上限面積	軽減割合	上限面積	軽減割合	事業用	事業継続	400m ²	▲80%	400m ²	▲80%	非継続	200m ²	▲50%	→ 軽減措置の廃止		不動産貸付	200m ²	▲50%	200m ²	▲50%	居住用	居住継続	240m ²	▲80%	240m ²	▲80%	非継続	200m ²	▲50%	→ 軽減措置の廃止		(相続人区分)	(現 行)	(改正後)	配偶者	▲80%	▲80%	同居しない子供	▲80%	→ 適用なし	(用途区分)	(現 行)	(改正後)	居 住 用	▲80%	▲80%	貸 付 用	▲80%	→ ▲50%	平成 22 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税につき適用する
宅地等の区分	現 行			改 正 案																																																					
	上限面積	軽減割合	上限面積	軽減割合																																																					
事業用	事業継続	400m ²	▲80%	400m ²	▲80%																																																				
	非継続	200m ²	▲50%	→ 軽減措置の廃止																																																					
	不動産貸付	200m ²	▲50%	200m ²	▲50%																																																				
居住用	居住継続	240m ²	▲80%	240m ²	▲80%																																																				
	非継続	200m ²	▲50%	→ 軽減措置の廃止																																																					
(相続人区分)	(現 行)	(改正後)																																																							
配偶者	▲80%	▲80%																																																							
同居しない子供	▲80%	→ 適用なし																																																							
(用途区分)	(現 行)	(改正後)																																																							
居 住 用	▲80%	▲80%																																																							
貸 付 用	▲80%	→ ▲50%																																																							
	Ⅲ. その他	<p>1. 定期金に関する権利の評価の見直し</p> <p>定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、現行の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を踏まえ、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額 次に掲げる金額のうち、いずれか多い金額とする。</p> <p>① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、その一時金相当額 ③ 予定利率等を基に算出した金額</p>																																																							

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期				
相 続 税 ・ 贈 与 税	Ⅲ. その他	<p>(2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額 原則として解約返戻金相当額とします。</p> <p>(注1) 上記(1)は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利(その期間内に締結した契約で一定のものに限る)及び平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又贈与税について適用する。</p> <p>(注2) 上記(2)は、平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又贈与税について適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生しているもの</p> <p>(1) 有期定期金 次のいずれか低い額</p> <p>① 給付金の総額×残存期間に応じた割合(20~70%)</p> <p>② 1年間の受取金額×15倍</p> <p>(2) 無期定期金 1年間の受取金額×15倍</p> <p>(3) 終期定期金 1年間の受取金額×受給者の年齢に応じた倍数(1~11倍)</p> <p>2. 給付事由が発生していないもの 払込済保険料等(総額)×払込開始の時から経過期間に応じた割合(90%~120%)</p> </td> <td> <p>1. 給付事由が発生しているもの</p> <p>(1) 有期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>① 解約返戻金相当額</p> <p>② 一時金相当額(注) (注) 定期金に代えて一時金の給付を受けられる場合</p> <p>③ 1年間受取金額×約定利率の複利年金現価率(残存期間に応ずるもの)</p> <p>(2) 無期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>①、②・・・上記(1)①、②に同じ</p> <p>③ 1年間受取金額÷約定利率</p> <p>(3) 終期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>①、②・・・上記(1)①、②に同じ</p> <p>③ 1年間受取金額÷約定利率の複利年金現価率(平均余命に応ずるもの)</p> <p>2. 給付事由が発生していないもの 上記に準じて見直す</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 相続税の障害者控除 相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳(現行70歳)に達するまでの年数とする。 「6万円(特別障害者は12万円)×85歳(現行70歳)に達するまでの年数」</p> <p>3. 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金 所要の法律改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産(退職手当金等)として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とする。</p> <p>4. 中小企業退職金共済制度の加入者対象に追加される従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金 所要の省令改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産(退職手当金等)として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とする。</p>	現 行	改 正 案	<p>1. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生しているもの</p> <p>(1) 有期定期金 次のいずれか低い額</p> <p>① 給付金の総額×残存期間に応じた割合(20~70%)</p> <p>② 1年間の受取金額×15倍</p> <p>(2) 無期定期金 1年間の受取金額×15倍</p> <p>(3) 終期定期金 1年間の受取金額×受給者の年齢に応じた倍数(1~11倍)</p> <p>2. 給付事由が発生していないもの 払込済保険料等(総額)×払込開始の時から経過期間に応じた割合(90%~120%)</p>	<p>1. 給付事由が発生しているもの</p> <p>(1) 有期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>① 解約返戻金相当額</p> <p>② 一時金相当額(注) (注) 定期金に代えて一時金の給付を受けられる場合</p> <p>③ 1年間受取金額×約定利率の複利年金現価率(残存期間に応ずるもの)</p> <p>(2) 無期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>①、②・・・上記(1)①、②に同じ</p> <p>③ 1年間受取金額÷約定利率</p> <p>(3) 終期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>①、②・・・上記(1)①、②に同じ</p> <p>③ 1年間受取金額÷約定利率の複利年金現価率(平均余命に応ずるもの)</p> <p>2. 給付事由が発生していないもの 上記に準じて見直す</p>	平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税につき適用する
現 行	改 正 案						
<p>1. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生しているもの</p> <p>(1) 有期定期金 次のいずれか低い額</p> <p>① 給付金の総額×残存期間に応じた割合(20~70%)</p> <p>② 1年間の受取金額×15倍</p> <p>(2) 無期定期金 1年間の受取金額×15倍</p> <p>(3) 終期定期金 1年間の受取金額×受給者の年齢に応じた倍数(1~11倍)</p> <p>2. 給付事由が発生していないもの 払込済保険料等(総額)×払込開始の時から経過期間に応じた割合(90%~120%)</p>	<p>1. 給付事由が発生しているもの</p> <p>(1) 有期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>① 解約返戻金相当額</p> <p>② 一時金相当額(注) (注) 定期金に代えて一時金の給付を受けられる場合</p> <p>③ 1年間受取金額×約定利率の複利年金現価率(残存期間に応ずるもの)</p> <p>(2) 無期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>①、②・・・上記(1)①、②に同じ</p> <p>③ 1年間受取金額÷約定利率</p> <p>(3) 終期定期金 次の①~③のいずれか高い額</p> <p>①、②・・・上記(1)①、②に同じ</p> <p>③ 1年間受取金額÷約定利率の複利年金現価率(平均余命に応ずるもの)</p> <p>2. 給付事由が発生していないもの 上記に準じて見直す</p>						
消 費 税	I. その他	<p>1. 仕入税額控除額の調整措置に係る適用の適正化 消費税の課税の適正化の観点から、調整対象固定資産の取得に係る仕入税額控除額が過大であった場合に減額する調整措置の対象となるよう、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 事業者免税点制度の適用の見直し 次の期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。)中に、調整対象固定資産を取得した場合には、その取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととする。</p> <p>① 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者のその選択の強制適用期間(2年間)</p> <p>② 資本金1000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間(2年間)</p> <p>(注) 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で100万円(税抜金額)以上のものをいう。</p> <p>(2) 簡易課税制度の適用の見直し 上記(1)により、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととする。</p>	①に該当する場合には平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用し、②に該当する場合には同日以後設立された法人につき適用する				

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
国 税 全 般	I. 納税環境整備	<p>1. 租税に関する罰則の見直し 課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則(国税関係)について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 脱税犯に係る法定刑の引上げ等</p> <p>① 脱税犯に係る法定刑の引上げ</p> <p>イ. 直接税及び間接税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を10年(現行5年(源泉所得税に係るものは3年)に引上げる。また、印紙税については3年(現行1年)とする。</p> <p>ロ. 直接税及び間接税等の脱税犯に係る罰則刑の上限(定額部分)を、直接税及び消費税については1,000万円(現行500万円)に、間接税等(消費税、航空燃料税及び電源開発促進税を除く。)については100万円(現行50万円(印紙税は20万円))にそれぞれ引上げる。 ただし、源泉所得税不納付犯に係るものは200万円(現行100万円)とし、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係るものは100万円(現行50万円)とする。</p> <p>② 所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものを加える。</p> <p>③ 滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限を、納税者又はその財産を占有する第三者については250万円(現行50万円)に、これらの者の相手方については150万円(現行30万円)にそれぞれ引上げる。</p> <p>④ 所得税(源泉所得税に係るもの)、航空機燃料税及び電源開発促進税の納税者の代理人等(行為者)が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主(法人又は業務主たる個人)としての罪の公訴時効期間は、代理人等(行為者)に係る罪の公訴時効期間によるものとする。</p> <p>(2) 秩序犯に係る法定刑の引上げ</p> <p>① 秩序犯に係る法定刑の引上げ</p> <p>イ. 間接税等の申告書不提出犯、検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、記帳義務違反犯、免税物品の不正譲受渡犯及び免税用途外消費等の秩序犯(印紙税法25条2号、26条に規定するものを除く。)並びに国税徴収法に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、直接税と同様に、1年以下の懲役刑を設ける(現行は罰金刑のみ)。</p> <p>ロ. 直接税及び間接税等の秩序犯並びに国税通則法、国税徴収法、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、清酒製造業等の安定に関する特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、罰金刑の上限を50万円に引上げる。 ただし、印紙税法(25条2号、26条)、国税通則法(126条)及び租税特別措置法(66条の4第12項、68条の88第11項)に規定するものは30万円とする。</p> <p>ロ. 納税貯蓄組合法(14条)及び清酒製造業等の安定に関する特別措置法(19条)に規定する過料の上限を10万円に引上げる。</p> <p>② 申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合を加える。</p> <p>③ 間接税等に設けられている科料規定を廃止する。</p> <p>(3) 税務職員の守秘義務違反(秘密漏洩)に対する罰則の見直し</p> <p>① 現行の所得税法等に規定されている守秘義務違反に対する罰金刑の上限を100万円(現行30万円)に引上げる。</p> <p>② 国税通則法に、国税の調査に関する事務に従事している職員(従事していた職員も含む。)の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を設け、現行の所得税法等の規定を承継(削除)するほか、現在その規定がない間接税等の調査に関する義務、国税の犯則事件の調査及び国税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含めます。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>2. 資金決済に関する法律の制定に伴い、国外送金等に係る調書の提出義務者となる金融機関の範囲に資金移動業者を追加する。</p>	平成22年6月1日以後にした違反行為につき適用する
	II. 租特透明化法(仮称)等	<p>1. 租特透明化法案の通常国会への提出 租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立つ仕組みを構築するため、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査やその結果の国会への報告等について定める「租特透明化法案(仮称)」を平成22年の通常国会に提出する。</p> <p>【租特透明化法案(仮称)の概要】</p> <p>1. 目的 租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
国 税 全 般	Ⅱ. 租特透明化法(仮称)等(続)	<p>2. 対象となる租税特別措置 対象となる「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの(租税特別措置法の条番号により特定)とする。</p> <p>3. 適用額明細書の提出義務 法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置(増収効果のあるもの等を除く。)の適用を受けようとするものは、適用額明細書をその法人税申告書に添付しなければならないこととする。(平成23年4月1日以後に終了する事業年度の申告から適用する。) なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、法人税関係特別措置を適用しないこととする。 ※ 適用額明細書とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額(税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等)など必要な事項を記載した一覧表をいう。</p> <p>4. 適用実態調査の実施 (1) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査する。 (2) 上記の他、財務大臣は租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>5. 報告書の作成と国会への提出 財務大臣は、毎会計年度、上記4. の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととする。 なお、この報告書は、翌年1月に開催される国会の常会に提出することを常例とする。</p> <p>6. 適用実態調査情報の提供 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により収集した情報(以下「適用実態調査情報」という。)の提供を求めることができることとする。</p> <p>7. 適用実態調査情報の管理・利用制限 財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査情報を適正に管理することとし、適用実態調査情報の目的外の利用を提供してはならないこととする。 また、適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。</p>	
そ の 他 の 国 税	関 税	<p>1. 暫定税率等の適用期限の延長 平成21年度末に適用期限が到来する暫定税率(415品目)その他のものについて適用期限を1年延長する。</p> <p>2. 罰則水準の見直し 昨今の関税は脱犯の悪質・巧妙化や覚せい剤等不正薬物の乱用に対する国民の危機感の一層の高まりに対応すべく、関税に関する罰則について、各種法定刑の引上げ措置を講ずる。</p>	平成22年6月1日以後にした違反行為につき適用する
地 方 税	I. 資本に係る取引等に係る税制	<p>1. 法人住民税及び法人事業税 グループ内取引等に係る税制や資本に係る取引等に係る税制について、法人住民税及び法人事業税が単体法人を納税単位としていることを踏まえた上で、所要の措置を講ずる。</p>	
	Ⅱ. 租税特別措置法等の廃止・縮減等又は延長・拡充	<p>1. 法人事業税の資本割 法人事業税の資本割の課税標準について、無償減資等の金額を資本金等の額から控除するとともに、無償増資等の金額を資本金等の額に加算する措置を地方税法本則において講ずる。</p> <p>2. 固定資産税 (1) 新築住宅に係る軽減措置 新築住宅に係る固定資産税の軽減措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長する。 (2) 長期優良住宅に係る軽減措置 長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
地 方 税	Ⅱ. 租税特別措置法等の廃止・縮減等又は延長・拡充(続)	<p>(3) 省エネ改修を行った住宅の軽減措置 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長する。</p> <p>(4) バリアフリー改修を行った住宅の軽減措置 バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長する。</p> <p>3. 不動産取得税</p> <p>(1) 認定長期優良住宅の課税標準の特例措置 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 新築住宅に係る減額措置 新築住宅特例適用住宅用地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200㎡が限度)相当額の減額)について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用を2年延長する。</p>	
	Ⅲ. 租特透明化法(仮称)等	<p>○ 地方税における税負担軽減措置等の透明化 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定める地方税法改正案を平成22年の通常国会に提出する。</p> <p>【地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要】 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直し推進のため、地方税法において以下の措置を講ずる。</p> <p>1. 対象</p> <p>(1) 地方税法に規定するため税負担の軽減等に係る措置・特例のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの</p> <p>(2) 住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの</p> <p>2. 適用実態の把握等 上記1.(1)については、地方税に関する統計資料(固定資産の価格等の概要調書等)などにより、その適用実態を把握し、上記1.(2)については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計するものとする。</p> <p>3. 報告書の作成と国会への提出 総務大臣は、毎会計年度、上記2.により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。</p> <p>4. 財務大臣の情報提供等 総務大臣は、上記2.の適用実態の把握を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるものとする。</p>	
検 討 事 項	[国 税]	<p>1. 非上場株式の信託を利用した事業承継に係る税制上の措置については、現行の事業承継税制の定着を図る中で、その利用状況や、信託を利用した事業承継の実態及び税制上の措置の必要性等を踏まえ、引き続き検討を行う。</p> <p>2. 外貿埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産の登記に係る登録免許税については、4つの公社(財団法人大阪港埠頭公社、財団法人神戸港埠頭公社、財団法人横浜港埠頭公社及び財団法人名古屋港埠頭公社)の株式化に対する取組状況等を踏まえ、引き続き検討を行う。</p> <p>3. 郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」(平成21年10月20日閣議決定)等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービス担保等のための政策のあり方の観点から、所要の検討を行う。</p> <p>4. 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置及び揮発油税法等における石油化学製品製造用揮発油に係る免税措置については、地球温暖化対策との関係、制度が導入された際の趣旨の整理と今日的な評価、対象企業・関連産業の国際競争力に与える効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行う。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検 討 事 項	〔 国 税 (続) 〕	<p>5. 市民公益税制プロジェクト・チームの設置</p> <p>市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて、寄附税制や公益活動を担う法人(NPO 法人や公益法人など)に係る税制について、専門的・総合的観点から検討する。その際、次の項目についても、併せて検討する。</p> <p>(1) 認定 NPO 法人の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出(繰入れ)をした金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなして寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める制度(いわゆる「みなし寄附金制度」)に係る損金算入限度額の引上げについては、他の公益法人における「みなし寄附金制度」とのバランス等も踏まえつつ検討する。</p> <p>(2) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討する。</p> <p>(3) 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充については、所得税の寄附金控除の適用下限額の引き下げを含むこれまでに行った制度拡充の効果の検証を行うとともに、寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについては、執行面の問題などを検討する。</p> <p>(4) 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設につき、特定の団体への寄附のみを税額控除化することの適否を検討する。</p>	
	〔 地 方 税 〕	<p>1. 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲について、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて検討する。</p> <p>2. 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、来年1年間真摯に議論し、結論を得る。</p> <p>3. 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。</p> <p>4. 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、移行状況や施設の使用・経営実態等を調査したうえで、平成22年度に結論が得られるよう必要な検討を行なう。</p>	
	〔 国 税 ・ 地 方 税 共 通 〕	<p>1. 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。</p> <p>2. 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進める。</p> <p>車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。</p> <p>これらを法律において規定することとする。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
参 考 資 料	「ふるい」による租税特別措置法の抜本的な見直し	<p>1. まえがき</p> <p>税制の中には、「租税特別措置法」と呼ばれるものがあります。この租税特別措置法には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。</p> <p>他方、こうした租税特別措置法は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明でわかりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。</p> <p>しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。</p> <p>税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置法をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等に関する基本方針」を定めます。</p> <p>租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で 241 項目、地方税で 286 項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成 22 年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直しします。</p> <p>2. 租税特別措置の見直しに関する基本方針</p> <p>(1) 見直しの対象</p> <p>① 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。</p> <p>② 政策税制措置に該当するもの(現時点で 241 項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直し。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。</p> <p>(2) 見直しの方針(「ふるい」)</p> <p>租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。</p> <p>① 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する(サンセット)。ただし、下記(3)の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。</p> <p>なお、下記(3)の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。</p> <p>② 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、下記(3)の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。</p> <p>なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。</p> <p>③ 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見直しと検証可能性に留意しつつ、下記(3)の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。</p> <p>(3) 政策税制措置の見直しの指針(「6つのテスト」)</p> <p><背景にある今日的な「合理性」が認められるか></p> <p>① 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。</p> <p>② 当初の政策目標が既に達成されていないか。</p> <p><政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか></p> <p>③ 適用数が想定外に僅少であったり想定外に特定の者に偏っていないか。</p> <p>④ 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性(費用対効果)が客観的に確認されているか。</p> <p><補助金等の政策手段と比して「相当性」が認められるか></p> <p>⑤ 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。</p> <p>⑥ 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。</p> <p>※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置(10 年超)や適用者数が比較的少ない措置(2 桁台以下)等については、特に厳格に判断する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
参 考 資 料	「ふるい」による租税特別措置法の抜本的な見直し（続）	<p>3. 地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針</p> <p>(1) 見直しの対象</p> <p>① 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。</p> <p>② 政策税制措置に該当するもの(現時点で286項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。</p> <p>(2) 見直しの方針</p> <p>① 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。</p> <p>② 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、①による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。</p> <p>イ. 実施期間が長期(10年超)にわたる措置</p> <p>ロ. 適用件数が少ない(100件未満)措置</p> <p>ハ. 適用金額が小さい(1億円未満)措置</p> <p>③ 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み(新サンセット方式)の導入を検討する。</p>	